

千歳市移住支援金交付要綱

令和元年8月20日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、並びに中小企業等の人手不足の解消等に資するため、東京圏から本市に移住した者に対し、移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 北海道が選定した法人であって、北海道が開設する東京圏に在住する求職者を対象とするインターネットサイト（次条第2号アにおいて「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載しているものをいう。
- (2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち、条件不利地域（別表に掲げる条件不利地域をいう。）を除いた区域をいう。
- (3) 移住支援金 北海道及び本市が共同して実施する北海道U I J ターン新規就業支援事業（移住支援事業及びマッチング支援事業をいう。）に係る補助金をいう。
- (4) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関をいう。

(移住支援金の交付の対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、第1号に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、第2号、第3号又は第4号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

(1) 移住等に関する要件

ア 次のいずれにも該当する者

(ア) 本市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の転入をいう。以下同じ。）をする日の前日までの間における10年間のうち通算して5年以上、東京都の特別区の区域内に住所を有していた者又は東京圏（東京都の特別区を除く。）の区域内に住所を有し、かつ、雇用保険の被保険者若しくは個人事業主として東京都の特別区の区域内に所在する企業等に通勤をしていた者（以下この号において「東京都の特別区の区域内に通勤をしていた者」という。）

ただし、東京圏に在住しつつ、東京都の特別区の区域内に所在する大学等へ通学し、東京都の特別区の区域内に所在する企業等へ就職した者については、通学期間も本要件の対象期間とすることができる。

(イ) 本市に転入をする前日までの間において連続して1年以上、東京都の特別区の区域内に住所を有していた者又は当該前日の1年3月前から1年前までの間のいずれかの日を起算日として連続して1年以上、東京都の特別区の区域内に通勤をしていた者

イ 平成31年4月1日以後に本市に転入をした者

ウ 移住支援金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、本市に転入をした日から起算して1年以内の間にある者

エ 申請日から起算して5年に満たない間は、本市から転出（住民基本台帳法第15条の3第1項の転出をいう。以下同じ。）をしない意思を有している者

オ 暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者でないもの

カ 日本人又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までに規定する特別永住者

キ その他市長が移住支援金の交付の対象者として不適当と認める者でないもの

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次のいずれにも該当する者

- (ア) 中小企業等に係る求人に応募して雇用された者であって、当該中小企業等に係る当該求人についてマッチングサイトに掲載された日以後に応募した者
- (イ) 東京圏以外の地域に勤務地を有する者
- (ウ) 当該就業者の3親等内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職に就いている中小企業等へ就業する者でないもの
- (エ) 期間の定めのない労働契約に基づく中小企業等への就業であって、当該就業に係る1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、申請日において当該中小企業等に在職している者
- (オ) 申請日から起算して5年に満たない間は、就職した中小企業等を退職しない意思を有している者
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等により勤務地を変更する者でなく、中小企業等に新たに雇用されたもの

イ 専門人材の場合

道府県が実施するプロフェッショナル人材事業又は金融機関等が実施する先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 東京圏以外の地域に勤務地を有すること。
- (イ) 期間の定めのない労働契約に基づく就業であって、当該就業に係る1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、申請日において在職していること。
- (ウ) 申請日から起算して5年に満たない間は、就業先を退職しない意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されたものであること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

申請日前1年以内に、北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付の決定（以下単に「起業支援事業費補助金交付決定」という。）を受けている者

(4) テレワークを前提とした転入に関する要件

次のいずれにも該当する者

ア 就業先等からの命令ではなく、自己の意思により本市に転入した場合であって、本市を生活の本拠とし、本市に転入する前の業務を引き続き行うことができる者

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、就業先等から資金を提供されていない者

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は、当該移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に係る世帯が、単身の世帯にあっては60万円とし、2人（申請者を含む。）以上の世帯（その世帯員（申請者の属する世帯の他の世帯員をいう。）が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であるものに限る。）にあっては100万円とする。なお、令和4年4月1日以降に本市に転入をした2人以上の世帯に、移住支援金の対象となる18歳未満の世帯員がいる場合は、その18歳未満の者一人につき30万円、令和5年4月1日以降に本市に転入をした2人以上の世帯に、移住支援金の対象となる18歳未満の世帯員がいる場合は、その18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

- (1) 本市に転入をする従前の住所において、申請者と同一の世帯に属していた者
- (2) 申請日において、申請者と同一の世帯に属している者
- (3) 前条第1号イ、ウ及びオに該当する者

(移住支援金の交付の申請)

第5条 申請者は、千歳市移住支援金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号アからウまでの要件に該当することを証する書類
- (2) 第3条第1号オの特別永住者である者にあつては、当該特別永住者であることを証する書類
- (3) 第3条第2号の就職に関する要件又は第4号のテレワークを前提とした転入に関する要件に該当する者にあつては、就業証明書(第2号様式)
- (4) 第3条第3号の起業に関する要件に該当する者にあつては、起業支援事業費補助金交付決定に係る通知書の写し
- (5) 第4条に規定する2人以上の世帯に係る者にあつては、同条の世帯員が同条各号に掲げる要件に該当することを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(移住支援金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による移住支援金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金の交付を決定し、千歳市移住支援金交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金を交付しないこととしたときは、書面によりその旨を申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者は、移住支援金の交付を請求しようとするときは、千歳市移住支援金交付請求書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による移住支援金の交付の請求があつた場合は、移住支援金を交付するものとする。

(状況報告等)

第8条 市長は、移住支援金の交付の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、移住支援金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対して当該移住支援金の交付に関し必要な報告を求め、又は調査をするものとする。

(移住支援金の交付の決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請日から起算して5年に満たない間に本市から転出をしたとき。
- (2) 申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付の要件を満たす就業先を退職したとき。
- (3) 起業支援事業費補助金交付決定を取り消されたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、当該返還を命ずる移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付決定者が、申請日から起算して3年に満たない間に本市から転出をしたとき、又は前条第2号から第4号までに該当することとなつたとき 全額
- (2) 交付決定者が、申請日から起算して3年以上5年に満たない間に本市から転出をしたとき 半額

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行し、同年4月9日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日までに本市に転入した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日までに本市に転入した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、旭市
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

第1号様式（第5条関係）

千歳市移住支援金交付申請書

年 月 日

千歳市長 様

移住支援金の交付を受けたいので、千歳市移住支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

ふりがな		性別	生年月日
氏名			年 月 日
現住所	郵便番号	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の交付の申請区分（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯の別	単身	世帯	世帯の場合は、同時に移住した世帯帯員の人数 （予備登録申請者は含まない。）	人
移住支援金の種類	就職	起業	うち18歳未満の人数	人
	テレワーク	専門人材		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。※1）

北海道UIJターン新規就業支援事業の円滑な実施、報告等のため、千歳市がこの申請に係る個人情報（国、北海道等）を提供することについて	A 同意する。	B 同意しない。
移住支援金の交付に関する要件を確認するため、千歳市が申請者に係る住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することについて	A 同意する。	B 同意しない。
この移住支援金の交付の申請の日から起算して5年に満たない間は、申請者が千歳市から転出をしないことについて	A 意思がある。	B 意思がない。
申請者及びその世帯員の全員が、暴力団等の反社会的勢力に属する者又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A 誓約する。	B 誓約しない。
（就職の場合のみ記載） 申請者と就業した中小企業等の代表者、取締役その他の経営を担う職に就いている者との関係について	A 3親等以内の親族に該当しない。	B 3親等以内の親族に該当する。
（就職の場合のみ記載） この移住支援金の交付の申請の日から起算して5年に満たない間は、申請者が就職した就業先を退職しないことについて	A 意思がある。	B 意思がない。

※1 各種確認事項のBに該当する欄に○を付けた場合は、移住支援金の交付対象となりません。

4 転入元の住所

住所	郵便番号
----	------

（裏面もご記入ください）

5 東京都の特別区の区域内に所在する企業等への通勤履歴^{※2}

期間（年月日～年月日）	当該企業等の名称	当該企業等の所在地

※2 前項の住所が東京都の特別区の区域以外の住所であった方のみ直近1年以上かつ通算5年以上の通勤履歴を記載してください。

第2号様式（第5条関係）

※要件の種類 中小企業等に就職 専門人材 テレワークを前提とした転入

就 業 証 明 書

年 月 日

千歳市長 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号

次のとおり相違ないことを証明します。

被 雇 用 者 氏 名	
被 雇 用 者 住 所	
勤 務 地	
就 業 年 月 日	年 月 日
求 人 応 募 受 付 年 月 日	年 月 日
雇 用 形 態	期間の定めのない労働契約に基づく就業であって、当該就業に係る一週間の所定労働時間が20時間以上である。
※中小企業等に就職の場合 被雇用者と代表者、取締役その他の経営を担う職に就いている者との関係	3親等内の親族に該当しない。
※専門人材として就職の場合 利用した事業の種類と雇用した前提	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業 目的達成後に離職することが前提ではない。
※テレワークを前提とした転入の場合 転入の理由	就業先等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）ではない。
※テレワークを前提とした転入の場合 テレワーク交付金	被雇用者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。

(裏)

- 5 この通知を受けた者が、申請日から起算して5年に満たない間に、本市から転出をすることとなったとき、又は申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付の要件を満たす就業先を退職することとなったときは、速やかに報告してください。
- 6 移住支援金の交付の事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この通知を受けた者に対して当該移住支援金の交付に関し必要な報告を求め、又は調査をすることがあります。なお、報告及び調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、第3項第4号に該当するものとして移住支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- 7 この通知書は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。また、移住支援金の返還を請求された場合は、金利引下げの適用を受けられない場合があります。なお、移住支援金を受領した方に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 8 この通知書は、株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。また、移住支援金の返還を請求された場合は、特別利率の適用を受けられない場合があります。

第4号様式（第7条関係）

千歳市移住支援金交付請求書

年 月 日

千歳市長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付け千歳市指令補助第 号により交付の決定を受けた千歳市移住支援金について、次のとおり請求します。

1 請求する移住支援金の額 金 円

2 口座振替払の振込先金融機関等

振込先金融機関 及び支店名	口座名義人氏名	種別	口座番号
	(フリガナ)	普通 当座	

備考1 「 年 月 日付け千歳市指令補助第 号」には、当初の交付決定の年月日を記載すること。